

【翻訳】

章学誠『校讎通義』 訳注（六） 卷三「漢志諸子第十四」（上）

文教大学目録学研究会（向嶋成美・樋口泰裕・渡邊 大・宇賀神秀一・王 連旺・小田健太・加藤文彬・角 祥衣） 訳注

本稿は、章学誠『校讎通義』の訳注である。今号では、卷三の「漢志諸子第十四」全三十三条のうち、第十条までを訳出する。樋口が担当した。前号に引き続き、底本には、葉瑛『文史通義校注』（中華書局、一九八五年）を用い、あわせて、嘉業堂本、劉公純標本の『文史通義』（古籍出版社、一九五六年、中華書局新一版、一九六一年）、葉長清『文史通義注』（無錫国学專修学校叢書、一九三五年）、王重民『校讎通義通解』（上海古籍出版社、一九八七年、傅傑導読、田映曦補注本、上海古籍出版社、二〇〇九年）、劉兆祐『校讎通義今註今訳』（台湾学生書局、二〇一二年）などを参照した。

キーワード：校讎通義 章学誠 漢書藝文志 諸子略 諸子

漢志諸子^{注二}第十四

【原文】

儒家部^{注三}「周史六弢六篇」^{注三}、兵家之書也。劉恕以謂「漢志」列於儒家、恐非兵書。^{注四}今亦不可考矣。觀班固自注、「或曰孔子問焉。」^{注五}則固先已有所不安、而附著其說、以見劉部次於儒家之義耳。雖然、書當求其名實、不以人名分部次也。「太公」之書有武王問^{注六}、不得因武王而出其書於兵家也。「漢志」歸道家。劉氏「七略」、道家兵家互收。^{注七}「內經」之篇有黃帝問^{注八}、不得因黃帝而出其書於方技也。假使「六弢」果有夫子之問、問在兵書、安得遂歸儒家部次邪。

右十四之一

【訓詁文】

儒家の部の「周史六弢六篇」は、兵家の書なり。劉恕以謂く「漢志」儒家に列べれば、恐らくは兵書に非ず」と。今亦た考うる可からず。班固の自ら「或いは孔子問うと曰う」と注するを觀れば、則ち固先に已に安んぜざる所有り、而して其の説を附著して、以て劉

の儒家に部次するの義を見すのみ。然りと雖も、書は當に其の名実を求むべく、人名を以て部次を分かつたざるなり。「太公」の書に武王の問う有るも、武王に因りて其の書を兵家より出だすを得ざるなり。「漢志」は道家に歸す。劉氏「七略」は、道家兵家互いに収む。「內經」の篇に黃帝の問う有るも、黃帝に因りて其の書を方技より出だすを得ず。假使い「六弢」果して夫子の問う有るも、問いの兵書に在れば、安んぞ遂に儒家に歸して部次するを得んや。

右十四の一

【現代語訳】

儒家の部に著録される「周史六弢六篇」は、兵家の書である。劉恕は「漢書藝文志」が儒家に並べているので、兵書ではないのだろう」と述べているが、いまでは考証する術がない。班固が自ら「或いは孔子が発問していると言う」と注しているところを考えると、班固にはもとよりすでに落ち着かないところがあったので、その一説を付け加えて、劉向、劉歆父子が儒家類に分類した意味を示したのであろう。ただ、そうであっ

ても、書物は名称と実質を求めなければならず、人の名前によって分類するものではない。「太公」の書で武王が問うているとしても、武王を理由にして書物を兵

家類から出すわけにはいかない。「漢書藝文志」は道家に帰属させている。劉氏「七略」は、道家と兵家に互著している。「内

経」篇に黄帝が問うているとしても、黄帝を理由にしてその書を方技から出すわけにはいかない。たとえ、

『周史六弢』の中で實際夫子が問うていたとしても、その質問が兵書の中にあるならば、どうして儒家に帰属させて分類して並べることができようか。

右十四の一

【訳注】

一 「漢志」諸子略は、儒家、道家、陰陽家、法家、名家、墨家、縦横家、雑家、農家、小説家の十類からなり、百八十九家、四千三百二十四篇を著録している。

二 諸子略儒家類の序には次のようにある。「儒家者流、蓋出於司徒之官、助人君順陰陽教化者也。游文於六經之中、留意於仁義之際、祖述堯舜、憲章文武、宗師仲尼、以重其言、於道最爲高。孔子曰、「如有所譽、其有所試。」唐虞之隆、殷

周之盛、仲尼之業、已試之效者也。然惑者既失精微、而辟者又隨時抑揚、違離道本、苟以譁衆取寵、後進循之、是以五經乖析、儒學滯衰、此辟儒之患。」

三 顏師古注云「即今之六韜也、蓋言取天下及軍旅之事。弢字與韜同也。」「漢志」以降の目録には見えない。なお、「六

弢」二字は、「莊子」徐無鬼篇に見え、郭象注に「金板六弢、皆周書篇名。或曰祕鈞也。本又作六韜。謂太公六韜、文武虎豹龍犬也」とある。本書について、「漢藝文志考証」云

「今六韜六卷六十篇、『尙書正義』以爲後人所作、非實事也。『館閣書目』謂周史六弢恐別是一書。」また、沈濤「銅熨斗齋隨筆」六弢云「濤案、今六韜乃文王武王問太公兵戰之事、而此列之儒家、則非今之六韜也。六乃大字誤。『古今人表』

有『周史大弢。』古字書無弢字、篇韻始有之、當爲弢字之誤。『莊子』則陽篇、仲尼問於太史大弢。」蓋即其人、此乃其所著書、故班氏有『孔子問焉』之說。顏氏以爲太公之六韜、誤

矣。今之『六韜』當在太公二百三十七篇之内。」姚振宗「漢書藝文志彙理」は沈濤の指摘を支持している。

四 「資治通鑑外紀」卷一。

五 班固注云「惠、襄之間、或曰顯王時、或曰孔子問焉。」
六 「太公」書は、「太公二百三十七篇。謀八十一篇、言七十

一篇、兵八十五篇」として諸子略道家類に著録されている。本節第十条でも言及されている。「隋志」子部兵家類に、「太公六韜五卷 梁六卷。周文王師姜撰」「太公陰謀一卷 梁六卷。梁又有太公陰謀三卷、魏武帝解」などが著録される。現行本『六韜』には、周武王が太公に問う記述がしばしば見える。

七 兵書略權謀家の班固注に「省伊尹、太公、管子、孫卿子、鶡冠子、蘇子、蒯通、陸賈、淮南王二百五十九種、出司馬法入禮也。」とあるように、もとの『七略』では「太公」書は諸子略道家類と兵書略權謀類の二類に互著されていた。

八 「内經」書は、「黃帝内經十八卷」として方伎略医經類に著録されている。「隋書經籍志」では同類の書物は子部医方類に著録されている。現行本『黃帝内經素問』には、黃帝が問うている記述がしばしば見える。

【原文】

儒家部有「周政六篇」、「周法九篇」^{〔註二〕}、其書不傳。班固注『周政』云、「周時法度政教。」注『周法』云、「法天地、立百官。」則二書蓋官禮之遺也^{〔註二〕}。附之禮經之下爲宜、入於儒家非也^{〔註三〕}。大抵「漢志」不立史

部、凡遇職官、故事、章程、法度之書^{〔註四〕}、不入六藝部次、則歸儒雜二家。故二家之書、類附率多牽混、惜不能盡見其書、校正之也。夫儒之職業、誦法先王之道、以待後之學者^{〔註五〕}。因以所得、自成一家之言、孟荀諸子是也。若職官、故事、章程、法度、則當世之實蹟、非一家之立言、附於儒家、其義安取。故『高祖』『孝文』諸篇之入儒、前人議其非^{〔註六〕}、是也。

右十四之二

【訓読文】

儒家の部に「周政六篇」、「周法九篇」有り、其の書伝わらず。班固『周政』に注して云う、「周時の法度政教なり」と。『周法』に注して云う、「天地を法り、百官を立つ」と。則ち二書は蓋し官礼の遺なり。之を礼經の下に附するを宜しきと爲し、儒家に入るは非なり。大抵「漢志」史部を立てず、凡て職官、故事、章程、法度の書に遇いて、六藝の部次に入れざれば、則ち儒雜の二家に帰す。故に二家の書、類附して率多牽混す、惜しむらくは其の書を見て、之を校正する能わざるを。夫れ儒の職業は、先王の道を誦法し、

以後の学者を待つなり。因りて得る所を以て、自ずから一家の言を成すは、孟荀の諸子はれなり。職官、故事、章程、法度の若きは、則ち当世の実蹟にして、一家の立言に非ず、儒家に附するは、其の義安んぞ取らん。故に『高祖』、『孝文』の諸篇の儒に入るに、前人其の非を議するは、是なり。

右十四の二

【現代語訳】

儒家の部に「周政六篇」、「周法九篇」が著録されており、その書物は伝わらない。班固は『周政』に注して「周の時の法度や政教である」と述べ、『周法』に注して「天地を法り、百官を立てる」と述べているのであれば、二書は官府の礼法の名残なのであろう。したがって、二書は礼法の経書の下に従えるのが宜しく、儒家に入れるのは誤りである。一体「漢書藝文志」は史部を設けず、おしなべて職官、故事、章程、法度の類の書物に出くわせば、六藝の分類には入れないので、儒家と雑家の二家に帰属させている。だから、その二家の書物は、似たものが並び全体的に混乱しているの

あるが、残念なことにすべてそれらの書物を見て、正すことはできない。そもそも儒家の職務は、先王の道を模範として律し、そうして後学の者に備えるものである。それにより修得したものによって、自然と一家言をなしたものが、孟子や荀子の諸子である。職官、故事、章程、法度のようなものは、当世における実際の事々であって、一家の立言ではないのだから、それらを儒家に置くような理屈にどうして従うことができようか。だから、『高祖』、『孝文』といった諸篇が儒家に入っていることについて、前人たちがその誤りを議論したことは、正しいことなのである。

右十四の二

【訳注】

一 二書ともに「漢志」以降の目録には見えない。

二 官礼は、古代の官府で守られていた礼法。『文史通義』には以下の用例が見える。「杜氏通典爲卷二百、而禮典乃八門之一、已占百卷、蓋其書本官禮之遺、宜其於禮事加詳也。」（書教中）、「故專門治術、皆爲官禮之變也。」（詩教下）、「六藝爲官禮之遺、其說亦詳外篇『校讎略』中『著録先明大道

論。」(同)、「劉歆七略、論次諸家流別、而推官禮之遺焉、所以解專陋之瘴厲也。」(説林)、「史家書誌一體、古人官禮之遺也。」(永清泉誌六書例議)、「不知司馬法乃周官職掌、如考工之記、本非官禮、亦以司空職掌、附著周官、此等敘錄、最爲知本之學。」(鄭樵誤校漢志)

三 「漢書藝文志条理」に「按班氏仍錄略之舊、列於儒家、必有其故、後人未見其書、未可斷以爲非。」と述べ、また、「漢志」が二書に続けて著録する「河間周制十八篇」(班固注云「似河間獻王所述也」)に付した案語に次のように述べる。

「案『周史六説』及『周政』、『周法』、『周制』四書似皆河間王獻王所奏進、而『周制』又似獻王綜述爲書也。周之故府、典籍多矣、家邦既隕、或亦有散在民間者、獻王購以金帛、遂多爲所得、如『毛詩經』及『故訓傳』、『禮古經』、『古記』、『明堂陰陽』、『王史氏記』、『周官經傳』、『司馬法』、『樂記』、『雅歌詩』、『左氏經傳』、『三朝記』、皆獻之漢朝、此亦其類也歟。」

四 職官について、「宗劉」第二に「職官乃周官之族屬、則史而經矣。」と見え、また、章程について、「補校漢藝文志」第十之九に「或曰、『漢志』失載律令章程、固無論矣。假令當日必載律令章程、就劉班之『七略』類例、宜如何歸附歟。

答曰、『太史公書』之附『春秋』、『封禪羣祀』之附『禮經』、其遺法也。律令自可附於法家之後、章程本當別立政治一門、『漢志』無其門類。然『高祖傳十三篇』、『孝文傳十一篇』、班固注、『高祖與大臣述古語及詔策也。』皆屬故事之書、而劉班次於諸子儒家、則章程亦必附於此矣。」と見える。

五 「原道中」篇に「儒也者、賢士不遇明良之盛、不得位而大行、於是守先王之道、以待後之學者、出於勢之無可如何爾。」六 諸子略儒家類に「高祖傳十三篇」(班固注云「高祖與大臣述古語及詔策也。」)、「孝文傳十一篇」(班固注云「文帝所稱

及詔策。』)が著録されている。二書について、「補校漢藝文志」十之九に、「高祖傳」十三篇、「孝文」十一篇、皆屬故事之書、而劉班次於諸子儒家、則章程亦必附於此矣。」とあり、また、焦竑が「糾繆」に「漢書藝文志」、「高祖傳」、「孝文傳」、入儒、非、改制詔。」と述べているのに対し、「焦竑誤校漢志」十二之十二に「焦竑以漢志、高祖孝文二傳入儒家爲非、因改入於制詔。此說似矣。」と指摘している。

【原文】

儒家「虞氏春秋十五篇」^{〔注二〕}、司馬遷「十二諸侯年表」序作八篇^{〔注二〕}。或初止八篇、而劉向校書、爲之分

析篇次、未可知也。然其書以「春秋」標題、而撰著之文、則又上采春秋、下觀近世、而定著爲書、抑亦「春秋」之支別也。法當附著「春秋」、而互見於諸子。班志又^{【注三】}僅著於儒家、惜其未習於史遷之敘例爾^{【注四】}。
右十四之三

【訓読文】

儒家の「虞氏春秋十五篇」、司馬遷「十二諸侯年表」序は八篇に作る。或いは初め八篇に止まり、而して劉向書を校じて、之が爲に篇次を分析す、未だ知る可からざるなり。然るに其の書「春秋」を以て題を標し、而して撰著の文、則ち又上は春秋に采り、下は近世を觀、定めて著して書と爲せば、抑、亦た「春秋」の支別なり。法として当に「春秋」に附著し、諸子に互見すべし。班志は又た僅かに儒家に著するのみ、惜しむらくは其の未だ史遷の敘例に習わざるのみ。

右十四之三

【現代語訳】

諸子略儒家類に著録される「虞氏春秋十五篇」につ

いて、司馬遷『史記』十二諸侯年表序では八篇に作っている。或いは当初八篇に止まっていたものが、劉向が書物を校訂して、そのために篇次を分けたのかもしれないが、わからない。しかし、この書が「春秋」を題に表しており、また、著述の文章も、遡っては「春秋」の事柄を取り上げ、降っては近代を觀察し、書き定めて書物としたのであれば、とりもなおさず「春秋」の支流なのである。のりとして「春秋」に従えて著録し、諸子略に互著すべきである。班固「漢志」はまた儒家類に著録するばかりであって、司馬遷『史記』十二諸侯年表の序文をきちんと理解していないのは残念なことである。

右十四之三

【訳注】

- 一 班固注云「虞卿也。」「漢志」以降の目録には著録しない。馬国翰に輯本がある。馬氏序云「班志列入儒家者、其以傳左氏春秋、而荀況、張蒼、賈誼之學、淵源有自乎。」
- 二 『史記』十二諸侯年表云「趙孝成王時、其相虞卿上采春秋、下觀近勢、亦著八篇、爲虞氏春秋。」また、張守節正義に

「其文八篇、藝文志云十五篇、虞卿撰。」また、「史記」虞卿伝云「虞卿既以魏齊之故、不重萬戶侯卿相之印、與魏齊同行、卒去趙、困於梁。魏齊已死、不得意、乃著書、上探春秋、下觀近世、曰節義、稱號、揣摩、政謀、凡八篇。以刺譏國家得失、世傳之曰虞氏春秋。」虞卿の著は六藝略春秋類にも「虞氏微傳二篇 趙相虞卿」が著録されている。

三 又字について、底本は「入」に作るが、嘉業堂本に従つて改めた。

四 王重民氏は、虞卿の著書として「虞氏春秋十五篇」の他に「虞氏微傳二篇」が六藝略春秋類に著録されていること、虞卿伝に載る篇名から「虞氏春秋」が儒家の書のような内容であったと想像されることから、劉歆、班固が実際に書物を見て分類している以上、より儒家的な書物として判断して「虞氏春秋」を儒家類に分類したと指摘している。（『校讎通義通解』）

【原文】

司馬遷之敍載籍也、疎而理、班固之志藝文也、密而外。蓋遷能溯源、固惟辨蹟故也。遷於「十二諸侯表」敍^{〔註一〕}、既推「春秋」爲主、則左丘、鐸椒、虞卿、呂

不韋諸家、以次論其體例^{〔註二〕}、則「春秋」之支系也。至於孟、荀、公孫固、韓非諸書^{〔註三〕}、命意各殊、與「春秋」之部、不相附麗、然論辨紀述、多及春秋時事、則約略紀之、蓋「春秋」之傍證也、張蒼歷譜五德、董仲舒推「春秋」義^{〔註四〕}、乃「春秋」之流別、故終篇推行及之^{〔註五〕}。則觀斯表者、求「春秋」之折衷、無遺憾矣^{〔註六〕}。至於著書之人、學有專長、所著之書、義非一概、則自有專篇列傳、別爲表明、亦猶劉向、任宏於校讎部次、重複爲之互注例也。班氏拘拘於法度之內、此其所以類例難精而動多掣肘歟^{〔註七〕}。

右十四之四

【訓詁文】

司馬遷の載籍を叙ぶるや、疎なるも理あり、班固の藝文を志すや、密なるも舛く。蓋し遷は能く源に溯り、固は惟だ蹟故を辨ずるのみなり。遷「十二諸侯表」叙に於けるや、既に「春秋」を推して主と爲し、則ち左丘、鐸椒、虞卿、呂不韋の諸家、次を以て其の体例を論ず、則ち「春秋」の支系なり。孟、荀、公孫固、韓非の諸書に至りては、意に命じて各、殊なり、「春秋」

の部と、相い附麗せざるも、然るに論辨紀述は、多く春秋の時の事に及べば、則ち約略して之を紀す、蓋し「春秋」の傍証なり、張蒼五徳を歴譜し、董仲舒「春秋」の義を推すは、乃ち「春秋」の流別に於いて、故に終篇に推衍して之に及ぶ。則ち斯の表を觀る者、「春秋」の折衷を求めて、遺憾無きなり。書を著すの人、學に専長有り、著す所の書、義一概に非ざるに至れば、則ち自ずから專篇列伝有りて、別に表明を為すは、亦た猶お劉向、任宏の校讎部次するに於いて、重複して之が為に互注する例のごときなり。班氏は法度の内に拘拘たり、此れ其の類例の精なり難く動もすれば多く肘を掣く所以なるか。

右十四の四

【現代語訳】

司馬遷は多くの書物を述べることに於いて、粗雑であるが道理があり、班固は書物を記録することにおいて、緻密であるが道理に背いている。思うに司馬遷は源流に遡ることができていて、班固はただその跡を分析するばかりなのである。司馬遷は「十二諸侯表」の

序文において、先ず『春秋』を掲げて主とし、左丘明、鐸椒、虞卿、呂不韋の諸家について、順番にその体例を論じているのは、「春秋」の支流を示しているのである。孟軻、荀況、公孫固、韓非の諸書に至ると、主旨においてそれぞれ異なり、「春秋」の部と離れるものではあるけれど、ただ、その論述や記録は多く春秋の時の事に及んでいるので、要約して記述しており、それは思うに「春秋」の間接的な根柢なのであり、また、張蒼が五徳を一つ一つ辿り、董仲舒が「春秋」の義を推し論じたのは、とりもなおさず「春秋」の分派であるから、篇末に敷衍して言及しているのである。この表を見る者は、「春秋」について調和した正しい基準を求めることができ、余すところがないのである。また、書物を著す人には、その学問に特長があり、著された書物は、その意義は一括りにできないものであるから、そこで専門の叙述や列伝を設けて、別に述べ明らかにしており、それはちょうど劉向や任宏が書物を校訂して分類する中で、重複させて互注した例のようなものである。班固は規則に拘泥してしまい、そのため類例は精確になり難く、ややもすれば不自由なことが多く

なってしまったのである。

右十四の四

【訳注】

一 「十二諸侯表」序云「魯君子左丘明、懼弟子人人異端、各安其意、失其真。故因孔子史記、具論其語、成左氏春秋。鐸椒爲楚威王傅、爲王不能盡觀春秋、采取敗卒四十章、爲鐸氏微。趙孝成王時、其相虞卿上采春秋、下觀近世、亦著八篇、爲虞氏春秋。呂不韋者、秦莊襄王相、亦上觀尙古、刪拾春秋、集六國時事、以爲八覽六論十二紀、爲呂氏春秋。及如荀卿孟子公孫固韓非之徒、各往往摭摭春秋之文、以著書、不可勝紀。漢相張蒼歷譜五德、上大夫董仲舒推春秋義、頗著文焉。」

二 左丘明 of 著作は六藝略春秋類に「左氏傳三十卷」（班固注云「左丘明、魯太史。」）、「國語二十一篇」（班固注云「左丘明著。」）の二書が著録される。鐸椒の著作は同じく春秋類に「鐸氏微三篇」（班固注云「楚太傅鐸椒也。」）が著録される。鐸椒は楚の大夫。虞卿の著作は前節の注を参照。呂不韋は諸子略雜家類に「呂氏春秋二十六篇」（班固注云「秦相呂不韋輯智略士作。」）が著録される。

三 孟軻の著「孟子十二篇」（班固注云「名軻、鄒人、子思弟子、有列傳。」）荀況の著「孫卿子三十三篇」（班固注云「名況、趙人、爲齊稷下祭酒、有列傳。」）公孫固の著「公孫固一篇」（班固注云「十八章。齊閔王失國、問之、固因爲陳古今成敗也。」）はそれぞれ諸子略儒家類に著録される。韓非

の著「韓子五十五篇」（班固注云「名非、韓諸公子、使秦、李斯害而殺之。」）は諸子略法家類に著録される。

四 張蒼の著は諸子略陰陽家類に「張蒼十六篇」（班固注云「丞相北平侯。」）が著録され、董仲舒の著は六藝略春秋類に「公羊董仲舒治獄十六篇」、諸子略儒家類に「董仲舒百二十三篇」が著録される。「董仲舒百二十三篇」については本篇第六条を参照。

五 司馬貞索隱は、「漢相張蒼歷譜五德」について、「張蒼著終始五德傳」と注し、「董仲舒推春秋義」について、「作春秋繁露」と注している。また、「漢書」張蒼伝云「蒼爲丞相十餘年、魯人公孫臣上書、陳終始五德傳、言漢土德時、其符黃龍見、當改正朔、易服色。事下蒼、蒼以爲非是、罷之。」折衷の語について、「史記」孔子世家の賛に「天子王侯中國言六藝者折中於夫子」とあり、その司馬貞索隱に「王師叔云、折中、正也。宋均云、折、斷也。中、當也。言欲折

斷其物、而用之與度相中當也」とある。

七 掣肘は肘をひくこと。転じて、干渉して自由を束縛すること。(『呂氏春秋』具備篇)

【原文】

「賈誼五十八篇」、收於儒家、似矣、然與法家當互見也。^{〔註一〕}考「賈誼傳」^{〔註二〕}、初以通諸家書、召爲博士、又出河南守吳公門下。吳公嘗學事李斯、以治行第一、召爲廷尉、乃薦賈誼。誼所上書、稱說改正朔、易服色制度、定官興禮樂、草具儀法。文帝謙讓未遑。然諸法令所更定、及列侯就國、其說皆自誼發之。又司馬遷曰、「賈生、晁錯明申商。」^{〔註三〕}今其書尙可考見、宗旨雖出於儒、而作用實本於法也。「漢志」敘錄云、「法家者流、出於禮官。」蓋名物度数、周官之禮典也。^{〔註四〕}「名家者流、出於禮官」。蓋名物度数、周官之禮典也。^{〔註五〕}古者刑法禮制、相爲損益、故禮儀三百、威儀三千、而五刑之屬三千。^{〔註六〕}條繁文密、其數適相等也。是故聖王教民以禮、而禁之以刑。出於禮者、卽入於刑、勢無中立。故民日遷善、而不知所以自致也。^{〔註七〕}儒家者流、總約刑禮、而折衷於道、蓋懼斯民泥於刑禮之蹟、而忘其性

所固有也。孟子曰、「徒善不足以爲政、徒法不能以自行。」^{〔註八〕}夫法則禮刑條目、有節度者皆是也。善則欽明文思、允恭克讓。^{〔註九〕}無形體者皆是也。程子曰、「有『關雎』『麟趾』之心、而後可以行周官之法度。」^{〔註一〇〕}所謂「關雎」「麟趾」、仁義是也。^{〔註一一〕}所謂周官法度、刑禮之屬皆是也。然則儒與名法、其原皆出於一、非若異端釋老、屏去民彝物則。^{〔註一二〕}而自爲一端者比也。商鞅韓非之法。^{〔註一三〕}未嘗不本聖人之法、而所以制而用者非也。鄧析、公孫龍之名。^{〔註一四〕}不得自外於聖人之名、而所以持而辨者非也。儒分爲八、墨分爲三、則儒亦有不合聖人之道者矣。^{〔註一五〕}此其所以著錄之書、貴知原委、而又當善條其流別也。賈生之言王道、深識本原、推論三代、其爲儒效、不待言矣。然其立法創制、條列禁令、則是法家之實。其書互見法家、正以明其體用所備。^{〔註一六〕}儒固未足爲榮、名法亦不足爲隱諱也。後世不知家學流別之義、相率而爭於無益之空名。其有列於儒家者、不勝其榮、而次以名法者、不勝其辱、豈知同出聖人之道、而品第高下、又各有其得失。但求名實相副、爲得其宜、不必有所選擇、而後其學始爲貴也。「漢志」始別九流。^{〔註一七〕}而儒雜二家、已多淆亂。後世著錄之人、更無別出心裁、

紛然以儒雜二家爲蛇龍之渚焉^{注二八}。凡於諸家著述、不能遽定意指之所歸、愛之則附於儒、輕之則推於雜、夫儒雜分家之本旨、豈如是耶。

右十四之五

【訓読文】

「賈誼五十八篇」、儒家に収むるは、似たり、然るに法家と当に互見すべきなり。「賈誼伝」を考うるに、初め以て諸家の書に通じ、召されて博士と爲り、又た河南守呉公の門下に出づ。呉公は嘗て学びて李斯に事え、治行第一なるを以て、召されて廷尉と爲り、乃ち賈誼を薦む。誼の上書する所、正朔を改め、服色制度を易え、官を定めて礼楽を興こすを称説し、儀法を草具す。文帝謙讓して未だ違あらず。然るに諸、の法令の更定する所、及び列侯の国に就くは、其の説皆な誼より之を発す。又た司馬遷曰く、「賈生、晁錯申商を明らかにす」と。今其の書尚お考見す可く、宗旨は儒に出づと雖も、而るに作用は実は法に本づくなり。「漢志」叙録に云う、「法家者の流れは、理官に出づ」と。蓋し法制禁令は、周官の刑典なり。「名家者の流れは、礼官に

出づ」と。蓋し名物度数は、周官の礼典なり。古は刑法礼制、相い損益を爲し、故に礼儀三百、威儀三千、而して五刑の属三千、条繁く文密にして、其の数適、相い等しきなり。是の故に聖王民に教うるに礼を以てし、而して之を禁ずるに刑を以てす。礼を出づる者は、即ち刑に入り、勢に中立無し。故に民は日、に善に遷り、而して自ら致す所以を知らざるなり。儒家者の流れ、刑礼を総約して、而して道に折衷す、蓋し斯民の刑礼の蹟に泥し、其の性に固より有る所を忘るるを懼るればなり。孟子曰く、「徒善は以て政を爲すに足らず、徒法は以て自ら行う能わず」と。夫れ法は則ち礼刑の条目にして、節度有る者皆な是れなり。善は則ち欽明文思、允に恭しく克く讓り、形体無き者皆な是れなり。程子曰く、「閔雎『麟趾』の心有り、而る後に以て周官の法度を行う可し」と。所謂「閔雎」「麟趾」は、仁義是れなり。所謂周官の法度は、刑礼の属皆な是れなり。然らば則ち儒と名法とは、其の原皆な一に出で、異端の積老の、民彝物則を屏去して、而して自ずから一端を爲す者の比ぶが若きに非ざるなり。商鞅、韓非の法は、未だ嘗て聖人の法に本づかずんばあらざるに、制

して用うる者の非なる所以なり。鄧析、公孫龍の名は、自ずから聖人の名に外るるを得ざるに、持して辨ずる者の非なる所以なり。儒分かれて八と為り、墨分かれて三と為れば、則ち儒も亦た聖人の道に合わざる者有り。此れ其の著録の書は、原委を知るを貴び、而して又た当に善く其の流別を条すべき所以なり。賈生の王道を言い、深く本原を識り、推して三代を論じ、其の儒效を為すこと、言うを待たず。然るに其の法を立て制を創り、禁令を条列すれば、則ち是れ法家の実なり。其の書法家に互見すれば、正に以て其の体用の備うる所を明らかにす。儒は固より未だ榮と為すに足らず、名法も亦た隠諱と為すに足らざるなり。後世家学流別の義を知らず、相い率いて無益の空名に争い、其れ儒家に列する有れば、其の榮に勝えず、次いで名法を以てする者、其の辱に勝えず、豈に同に聖人の道に出でて、品第高下し、又た各、其の得失有るを知らんや。但だ名実相い副うを求めて、為に其の宜しきを得、必ずしも選択する所有らず、而る後に其の学始めて貴しと為すなり。「漢志」始めて九流に別かれ、儒雜の二家、已に多く淆乱す。後世の著録の人、更に別に心裁を出だ

す無く、紛然として儒雜の二家を以て蛇龍の莖と為す。凡て諸家の著述に於いて、遽かに意指の帰する所を定むる能わざれば、之を愛せば則ち儒に附し、之を軽んずれば則ち雜に推す、夫れ儒雜分家の本旨、豈に是くの如くならんや。

右十四の五

【現代語訳】

「賈誼五十八篇」が、儒家類に収録されているのは、まずは正しいが、法家類と互見すべきである。「史記」賈誼伝を考慮すると、賈誼ははじめ諸家の書に通じ、召されて博士となり、そして河南太守の呉公の門下に至った。呉公は以前李斯に師事し、治績が天下第一であったことより、廷尉に召され、そこで賈誼を推薦した。賈誼の上書は、曆法を改め、官服の色を改め、官名を制定して礼楽を盛んにすることを述べており、そうして儀式や礼儀について草案を作ったのであった。孝文帝は謙遜して手が回らなかつた。しかし、様々な法令が改定されたり、列侯が封国に赴任するようになったのは、意見はいずれも賈誼から出たのである。ま

た、司馬遷は、「賈生と晁錯は申不害、商鞅の学問を明らかにした」とも述べている。いま彼の著書は調べることができ、その主旨は儒家に出ているとはいえず、その効用は実は法家に由来している。「漢志」序文には、「法家の流れは、治獄の官職に出ている」とある。思うに法制禁令に関するものは、周官の刑法である。また、「名家の流れは、礼を司る官職に出ている」ともある。思うに名称事物、規準規則に関するものは、周官の礼法である。古い時代、刑法と礼制は、相互に減ったり増えたり補い合うところがあつて、だから礼儀制度には三百あり、礼儀の細則には三千あり、そして五刑の類も三千あり、条項は多く条文は細かく、その数がちやうど同じなのである。そうであるから、聖王は民衆を教化するには礼を用い、民衆を戒めるには刑を用いたのであつた。礼をはみ出た者は、刑罰にかけられるのであつて、その運びに曖昧なところは無い。だから、民衆は日に日に善へと移りゆき、それでいて自然とそのようになつていくわけを意識することがないのである。儒家の流派は、刑法と礼法をまとめて、道に正しさを見出すもので、それは民衆が刑礼の形に拘泥して、そ

の性質として本来備わつていることを忘れてしまふことを危惧するからである。孟子は「善だけでは政治はできないし、法だけでもそれ自体では機能しない」と述べている。法とは礼法刑法の条目なのであつて、規制があるものがいずれもそうであり、善とは思慮深く明察で、誠に慇懃でよくへりくだり、形として表れないもののいずれもがそうである。程子は「『閔雎』『麟趾』の心があつて、そうして周官の法度を施行することができると述べている。所謂「閔雎」「麟趾」の心とは、仁義である。所謂周官の法度とは、刑法礼法の類である。そうであるならば、儒家と名家、法家とは、一つの源から出ているのであり、異端である仏家と道家が、常道や規範を退けながら、自ずと一端となつて並列しているようなものとは同じではない。商鞅、韓非の法は、聖人の法に由来しているのであるが、儒家でなく法家であるのはそれを制定して利用する在り方が異なつていふことによる。鄧析、公孫龍の名は、聖人の名からはずれるものではないが、儒家でないのはそれを守り弁明する在り方が異なつていふことによるのである。孔子の儒家が分かれて八つの流派となり、墨

子の墨家が分かれて三つの流派となったのであれば、儒家にも聖人の道に合致しないところがある。目録の書が、源流を理解することを重視し、しっかりとその流別を筋道立てなければならぬわけである。賈誼が王道に言及し、その根源を深く理解し、更に推して三代のことを論じ、それが儒家的な効用を持っていることは、言うまでもないことである。しかし、法を立てて制度を作り、禁令を並べているのは、法家の実質に等しいことである。だから、その書物が法家にも互見するようにすれば、まさにその本体と作用が備わっている場所を明らかにすることになるのである。儒家に分類されることは決して榮譽となるものではないし、名家と法家に分類されることは忌み隠すべきことでもない。後世の人々は家学流別の意味を理解していないので、挙って無益な意味のない名声にこだわり、儒家に並ぶことをこの上ない榮譽とし、次いで名家と法家に並ぶことはこの上ない屈辱としているが、同じく聖人の道から生まれて、序列に高下が生じ、それぞれに良いところ悪いところがあるということをまったく理解していない。ひたすら名と実がかわることを追求し、

それによって正しきを得、また必ずしもどちらかを選択するようなことをしなければ、その学問はようやく尊いものとなるのである。「漢書藝文志」がはじめて諸子を九流に分け、儒家と雑家の二家は、すでに混乱が多かった。後世の目録家は、また考えや判断を別に考え出すことなく、ごちゃごちゃに儒家と雑家の二家を蛇やら龍やらをまとめて追い払う沢としたのであった。およそ諸家の著述について、すみやかにその論旨の帰属すべき分類を定めることができず、敬えば儒家に置き、軽んじれば雑家に置いたのであって、儒家と雑家が分かれる本来の主旨が、どうしてそのようであることがあろうか。

右十四の五

【訳注】

一 『漢書』賈誼伝云「凡所著述五十八篇。」賈誼の著は、『漢志』には他に詩賦略賦家類に「賈誼賦七篇」があり、また陰陽家類に著録する「五曹官制五篇」に付けられた班固注に「漢制、似賈誼所條」とある。『五曹官制』については、本章第十五条を参照。「隋志」では、子部儒家類に「賈子十

卷録一卷」また、亡書として集部別集類に「賈誼集四卷」が見える。「旧唐志」には丙部(子部) 儒家類に「賈子九卷」、丁部(集部) 別集類に「前漢賈誼集二卷」が見え、「新唐志」になると丙部(子部) 儒家類に「新書十卷」、丁部(集部) 別集類に「賈誼集二卷」、また「宋志」には子部雜家類に「新書十卷」が著録される。また、『崇文總目』は儒家類に「賈子九卷」を著録して、「本七十二篇。劉向刪定爲五十八篇。隋唐皆九卷、今別本或爲十卷。」と述べる。

二 『史記』賈誼伝云「賈生名誼、雒陽人也。年十八、以能誦詩屬書聞於郡中。吳廷尉爲河南守、聞其秀才、召置門下、甚幸愛。孝文皇帝初立、聞河南守吳公治平爲天下第一、故與李斯同邑而常學事焉、乃徵爲廷尉。廷尉乃言賈生年少、頗通諸子百家之書。文帝召以爲博士。是時賈生年二十餘、最爲少。每詔令議下、諸老先生不能言、賈生盡爲之對、人人各如其意所欲出。諸生於是乃以爲能、不及也。孝文帝說之、超遷一歲中至太中大夫。賈生以爲漢興至孝文二十餘年、天下和洽、而固當改正朔、易服色、法制度、定官名、興禮樂、乃悉草具其事儀法、色尚黃、數用五、爲官名、悉更秦之法。孝文帝初即位、謙讓未遑也。諸律令所更定、及列侯悉就國、其說皆自賈生發之。」

三 『史記』太史公自序。晁錯は鼂錯。「史記」鼂錯伝云「鼂錯者、潁川人也。學申商刑名於軹張恢先所、與雒陽宋孟及劉禮同師。以文學爲太常掌故。」『漢志』諸子略法家類に「晁錯三十一篇」が著録される。申商は申不害と商鞅。「申子六篇」と「商君二十九篇」が法家類に著録されている。「申子」については、本章第十七条を参照。「商君書」については、本章第十八条に言及されている。

四 『周礼』大宰云「大宰之職、掌建邦之六典、以佐王治邦國。一曰治典。以經邦國、以治官府、以紀萬民。二曰教典。以安邦國、以教官府、以擾萬民。三曰禮典。以和邦國、以統百官、以諧萬民。四曰政典。以平邦國、以正百官、以均萬民。五曰刑典。以詰邦國、以刑百官、以糾萬民。六曰事典、以富邦國、以任百官、以生萬民。」

五 前掲『周礼』大宰。
六 『礼記』中庸篇云「禮儀三百、威儀三千。」また、『書』呂刑篇云「墨罰之屬千、劓罰之屬千、剕罰之屬五百、宮罰之屬三百、大辟之罰其屬二百、五刑之屬三千。」また、舜典「五刑有服。」に付された孔伝に「五刑、墨、劓、剕、宮、大辟。」とある。

七 『孟子』尽心章句上云「民日遷善而不知爲之者。」

八 離婁章句上。

九 「書」堯典云「放勳、欽明文思、安安、允恭克讓、光被四表、格于上下。」

一〇 「二程外書」卷十二。また、『文史通義』史德篇云「程子嘗謂、『有「關雎」「麟趾」之意、而後可以行周官之法度。』吾則以謂通六義比興之旨、而後可以講春王正月之書。」

一一 「毛詩」大序云「然則關雎麟趾之化、王者之風。故繫之周公。南、言化自北而南也。」また、周南「麟趾」篇の小序云「麟之趾、關雎之應也。關雎之化行、則天下無犯非禮。雖衰世之公子、皆信厚如麟趾之時也。」

一二 民彝物則是人の守るべき道と事物の決まり。『詩』大雅「烝民」云「天生烝民、有物有則、民之秉彝、好是懿德。」毛伝云「烝、衆。物、事。則、法。彝、常。懿、美也。」鄭箋云「秉、執也。天之生衆民、其性有物象、謂五行仁義禮智信也。其情有所法、謂喜怒哀樂好惡也。然而民所執持有常道、莫不好有美德之人。」

一三 法家類には「商君二十九篇」(班固注云「名鞅、姬姓、衛後也。相秦孝公、有列傳。」)が著録され、また「韓子五十五篇」(班固注云「名非、韓諸公子、使秦、李斯害而殺之」)が著録される。

一四 名家類に「鄧析二篇」(班固注云「鄭人、與子產竝時。」)

が著録され、同じく「公孫龍子十四篇」(班固注云「趙人。」)が著録される。

一五 「韓非子」顯學篇云「世之顯學、儒墨也。儒之所至、孔丘也、墨之所至、墨翟也。自孔子之死也、有子張之儒、有子思之儒、有顏氏之儒、有孟氏之儒、有漆雕氏之儒、有仲良氏之儒、有孫氏之儒、有樂正氏之儒。自墨子之死也、有相里氏之墨、有相夫氏之墨、有鄧陵氏之墨。故孔墨之後、儒分爲八、墨離爲三、取舍相反、不同、而皆自謂眞孔墨。孔墨不可復生、將誰使定世之學乎。孔子、墨子俱道堯舜、而取舍不同、皆自謂眞堯舜。堯舜不復生、將誰使定儒墨之誠乎。」

一六 賈誼の思想が儒家の一家に収まらないことは、宋代頃からすでに指摘がある。朱熹『朱子語類』戦国漢唐諸子云「賈誼之學雜、他本是戰國縱橫之學、只是較近道理、不至如儀、秦、蔡、范之甚爾。」また、黃震『黃氏日抄』賈誼新書云「要其本說、以道爲虛、以術爲用、則無得於孔子之學。」また、王夫之『說通鑑論』文帝云「豈其如賈生之言曰、「使爲治、勞志慮、苦身體、乏鐘鼓之樂、勿爲可也。樂與今同、而欲立經陳紀、爲萬世法。」斯其爲言、去李斯之言也無幾。」

何也。以法術制天下、而怙以恬嫗、則其法雖異于秦之法、而無本以立威于末、勞天下而以自豫、其能以是一朝居乎。」

一七 范甯「春秋穀梁伝序」に「蓋九流分而微言隱」とあり、その楊子助疏に「不數小説家。」と言う。

一八 『孟子』滕文公下云「禹掘地而注之海、驅蛇龍而放之滄。」

【原文】

「董仲舒百二十三篇」、部於儒家、是矣。然仲舒所著、皆明經術之意。至於說『春秋』事、得失間舉、所謂「玉杯」「繁露」「清明」「竹林」之屬^{注二}、則當互見「春秋」部次者也^{注二}。

右十四之六

【訓読文】

「董仲舒百二十三篇」、儒家に部するは、是なり。然るに仲舒の著す所、皆な經術の意を明らかにす。「春秋」の事を説くに至りては、得失間、挙ぐ、所謂「玉杯」「繁露」「清明」「竹林」の属は、則ち当に「春秋」の部次に互見すべき者なり。

右十四の六

【現代語訳】

「董仲舒百二十三篇」について、儒家に分類するのは正しい。ただ仲舒の著書は、いずれも經学の意義を明らかにしており、「春秋」の事を説いたものについては、得失をしばしば挙げており、所謂「玉杯」「繁露」「清明」「竹林」といった著作は、「春秋」の分類にも互見すべきものである。

右十四の六

【訳注】

一 『漢書』董仲舒伝云「仲舒所著、皆明經術之意、及上疏條教、凡百二十三篇。而說春秋事得失、間舉、玉杯、蕃露、清明、竹林之屬、復數十篇、十餘萬言、皆傳於後世。」章学誠が原文では篇名としての「聞舉」を読み間違えていることは「通解」が指摘している。「董仲舒百二十三篇」の他、「漢志」には六藝略春秋類に「公羊董仲舒治獄十六篇」が著録される。また、「隋書経籍志」には、董仲舒の著作として「春秋繁露十七卷」と「春秋決事十卷」が経部春秋類に著録され、「董仲舒請禱圖三卷」が子部五行類に亡書として著録されるのみ。「直齋書録解題」云「本傳載所著書百餘篇、清

明、竹林、繁露、玉杯之屬、今總名曰繁露、而玉杯、竹林、

則皆其篇名、此決非其本真。」また、「春秋繁露四庫提要」

云「漢董仲舒撰。繁、或作蕃、蓋古字相通、其立名之義不可

解。……考仲舒本傳、繁露、玉杯、竹林、皆所著書名、而

今本玉杯竹林乃在此書之中。故崇文總目頗疑之、而程大昌

攻之尤力。今觀其文雖未必全出仲舒、然中多根極理要之言、

非後人所能依託也。」また、王先謙『漢書補注』云「按本傳

仲舒所著、皆明經術之意、及疏條教凡百二十三篇、而說春

秋事得失、聞擧、玉杯、蕃露、清明、竹林之屬復數十篇、十

餘萬言、是此百二十三篇早亡、不在繁露諸書內也。」現行本

『春秋繁露』には「玉杯第二」「竹林第三」の篇がある。

二 『校讎通義通解』所引王棻『校讎通義節駁』云「案春秋傳

已有公羊董仲舒治獄十六篇矣、何待章氏言耶。」

【原文】

「桓寬鹽鐵論六十篇」^{〔註一〕}、部於儒家、此亦良允。第

鹽鐵之議、乃孝昭之時政、其事見「食貨志」^{〔註二〕}。桓寬

撰輯一時所謂文學賢良對議、乃具當代之舊事、不盡爲

儒門見風節也。法當互見於故事、而「漢志」無故事之

專門、亦可附於「尚書」之後也^{〔註三〕}。

右十四之七

【訓読文】

「桓寬塩鉄論六十篇」、儒家に部するは、此れも亦た

良に允たり。第だ塩鉄の議は、乃ち孝昭の時政にして、

其の事「食貨志」に見ゆ。桓寬一時の所謂文學賢良の

對議を撰輯し、乃ち当代の旧事を具え、尽くは儒門の

為に風節を見さざるなり。法として当に故事に互見す

べきも、「漢志」に故事の專門無ければ、亦た「尚書」

の後に附す可きなり。

右十四の七

【現代語訳】

「桓寬塩鉄論六十篇」について、儒家に分類するのは、

これもまた全く正しい。もつとも、塩鉄に関する議論

は、孝昭帝の時の政事であつて、そのことは『漢書』

食貨志に見える。桓寬は一時の文學賢良と称される士

人たちの議論を集めて撰述し、当代の故事を収めてお

り、全てが儒家のために風骨節操を示しているわけ

はない。道理として故事類に互見すべきであるが、「漢

書藝文志」には故事の専門がないので、「尚書」の後に従えるのがよい。

右十四の七

【訳注】

一 顔師古注云「寛字次公、汝南人也。孝昭帝時、丞相御史與諸賢良文學論鹽鐵事、寛撰次之。」「鹽鐵論四庫提要」云「漢桓寛撰。寛字次公、汝南人。宣帝時舉爲郎官至廬江太守丞。昭帝始元六年、詔郡國舉賢良文學之士、問以民所疾苦、皆請罷鹽鐵榷酤、與御史大夫桑宏羊等建議、相詰難。寛集其所論、爲書凡六十篇。篇各標目實則反覆問答、諸篇皆首尾相屬。後罷榷酤、而鹽鐵則如舊、故寛作是書、惟以鹽鐵爲名、蓋惜其議不盡行也。……蓋其著書之大旨、所論雖食貨之事、而言皆述先王稱六經、故諸史皆列之儒家。」また、「隋書經籍志」は子部儒家類に「鹽鐵論十卷」として著録する。「旧唐志」「新唐志」「宋志」も同様。

二 「漢書」食貨志下云「昭帝即位六年、詔郡國舉賢良文學之士、問以民所疾苦、教化之要。皆對願罷鹽鐵酒榷均輸官、毋與天下爭利、視以儉節、然後教化可興。弘羊難、以爲此國家大業、所以制四夷、安邊足用之本、不可廢也。乃與丞相

千秋共奏罷酒酤。」

三 六藝略書類には「議奏四十二篇」(班固注云、「宣帝時石渠論」)が著録されており、そうした書物に連なるものとして理解しているようである。

【原文】

「劉向所叙六十七篇」^{〔注一〕}、部於儒家、則「世說」^{〔新序〕}「說苑」^{〔列女傳頌圖〕}四種書也。^{〔注二〕}此劉歆「七略」所收、全無倫類。班固從而效之、因有「揚雄所叙三十八篇」^{〔注三〕}、不分「太玄」「法言」「樂」「箴」四種之弊也。鄭樵譏班固之混收揚雄一家爲無倫類、而謂班氏不能學「七略」之微。^{〔注四〕}不知班氏固效劉歆也。乃於劉歆之創爲者、則故縱之、班固之因仍者、則酷斷之、甚矣、人心不可有偏惡也。按「說苑」^{〔新序〕}、雜舉春秋時事^{〔注五〕}、當互見於「春秋」之篇。「世說」今不可詳、本傳所謂「疾讒」「摘要」「救危」及「世頌」諸篇、依歸古事、悼已及同類也、似亦可以互見「春秋」矣。^{〔注六〕}

惟「列女傳」本採「詩」「書」所載婦德可垂法戒之事、以之諷諫宮闈^{〔注七〕}、則是史家傳記之書、而「漢志」未有傳記專門、亦當附次「春秋」之後可矣。至其引風綴

雅、託興六義、又與『韓詩外傳』相爲出入^{〔註〕}、則互注於「詩經」部次、庶幾相合、總非諸子儒家書也。

右十四之八

【訓読文】

「劉向所叙六十七篇」、儒家に部す、則ち「世説」「新序」「說苑」「列女伝頌凶」の四種の書なり。此れ劉歆「七略」の収むる所にして、全く倫類無し。班固從いて之に效い、因りて「揚雄所叙三十八篇」有りて、「太玄」「法言」「樂」「箴」の四種を分かつたざるの弊あり。鄭樵班固の揚雄一家を混収するを譏りて倫類無きと爲し、班氏「七略」の徴を学ぶ能わずと謂い、班氏の固より劉歆に效うを知らざるなり。乃ち劉歆の創爲に於けるや、則ち故に之を縦ち、班固の因仍すれば、則ち酷く之を断ず、甚しきかな、人心偏悪有る可からざるなり。按ずるに『說苑』『新序』は、雜えて春秋の時の事を挙げれば、當に「春秋」の篇に互見すべし。『世説』は今詳らかにす可からず、本伝の所謂「疾讒」「摘要」「救危」及び『世頌』の諸篇、依りて古事に歸し、己及び同類を悼むなり」も亦た以て「春秋」に互見す

可きに似たり。惟だ『列女伝』は本より『詩』『書』に載る所の婦徳の法戒を垂るる可きの事を採りて、之を以て宮闈を諷諫すれば、則ち是れ史家伝記の書なるも、而るに「漢志」は未だ伝記の専門有らざれば、亦た當に附して「春秋」の後に次するも可なり。其の風を引き雅を綴り、託して六義を興すれば、又た『韓詩外伝』と相い出入を爲すに至りては、則ち「詩經」の部次に互注すれば、庶幾相い合す、總て諸子儒家の書に非ざるなり。

右十四の八

【現代語訳】

「劉向所叙六十七篇」は、儒家に分類されており、「世説」「新序」「說苑」「列女伝頌凶」の四種の書からなっている。これは劉歆『七略』が著録したもので、筋道だった分類ではまったくない。班固はそれに従い做つたので、「揚雄所叙三十八篇」を著録し、「太玄」「法言」「樂」「箴」の四種を分けないう杜撰となった。鄭樵は班固が揚雄一家を混せて著録したことを譏つて筋道だった分類がないとし、劉歆『七略』の徴を学べ

なかつたと述べているが、班固がもとより劉歆に做つていたということを理解していないのである。なんと劉歆が創意したことについては、意図的に見逃し、それを班固が襲えば、こつびどく断罪しているのであって、まったく酷い話で、人の心というもの偏り憎むようなことがあつてはいけなものである。思うに、『說苑』と『新序』は、春秋の時の事を交えながら挙げているので、「春秋」の篇に見すべきである。『世説』はいま明らかにすることはできないが、また劉向本伝に『疾讒』『摘要』『救危』及び『世頌』の諸篇は、旧事に依拠し、自分や同じ境遇の者を悼むものである」と述べるところからすると、「春秋」に見すべきものようである。ただ「列女伝」はもとと『詩』『書』に載る婦人の徳の模範や戒めを示し得る事柄を採取して、それによって後宮を諷諫しているのであれば、史家の伝記の書なのであるが、しかし、「漢志」にはまだ伝記の分類がない以上、「春秋」の後に従え並べるのが良いだろう。風のうたを引いたり雅のうたを集めたりして、うたに託して『詩』の六義を興し、また、『韓詩外伝』と出入りがあることについては、「詩経」の分類

に互注するようになれば、ますます實質に合致するのであつて、まったく諸子の儒家の書ではないのである。
右十四の八

【訳注】

一 班固注云「新序、說苑、列女傳頌圖也。」また、劉向は他に六藝略書類に「劉向五行傳記十一卷」、諸子略道家類に「劉向說老子四篇」、また詩賦略賦家に「劉向賦三十三篇」が著録されている。

二 四書のうち、「新序三十卷録一卷」と「說苑二十卷」の二書が「隋志」子部儒家類に著録され、「列女傳十五卷」が史部雜伝類に著録されている。また、「隋志」には劉向撰として「世本二卷」を史部譜系類に著録するが本伝の所謂「世説」との関係はよくわからない。また、史部雜伝類に「列仙傳」と「列子傳」が著録されているが、「漢志」は著録していない。「新序」については、「七略別録」云「新序三十卷。河平四年、都水使者諫議大夫劉向上言又曰、新序、總一百八十三章。」同じく「列女伝」について「臣向與黃門侍郎歆所校列女傳、種類相從爲七篇。」

三 儒家類に著録され、班固注に「太玄十九、法言十三、樂

四、箴二」とある。

四 『校讎略』編次不明論云「楊雄所作之書、劉氏盡未收、而班氏始出、若之何以太玄、法言、樂箴三書合爲一總、謂之楊雄所序三十八篇入於儒家類。按儒者舊有五十二種、固新出一種、則楊雄之三書也。且太玄易類也、法言諸子也、樂箴雜家也、奈何合而爲一家。是知班固胸中元無倫次」。また、『鄭樵誤校漢志第十一』十一之一を参照。

五 子部儒家類「新序四庫提要」云「崇文總目云、『所載皆戰國秦漢間事。』以今考之、春秋時事尤多、漢事不過數條。大抵採百家傳記、以類相從。故頗與春秋內外傳、戰國策、太史公書、互相出入。」

六 『漢書』劉向本伝云「(石)顯誣譖(張)猛、令自殺於公車。更生傷之、乃著『疾讒』、『摘要』、『救危』及『世頌』凡八篇、依興古事、悼己及同類也」。また、『漢書藝文志講疏』云「『疾讒』、『摘要』、『救危』、『世頌』、蓋皆『世說』中篇目、即『世說』也。」

七 『漢書』劉向本伝云「向以爲王教由內及外、自近者始。故採取詩書所載賢妃貞婦、興國顯家可法則、及孽嬖亂亡者、序次爲『列女傳』凡八篇、以戒天子。及采傳記行事、著『新序』、『說苑』凡五十篇奏之。」

八 『列女伝』が「外伝」を含む「韓詩」と関わりが強いことは馬瑞辰が指摘している。「劉向所引韓詩實多、似不得謂其悉本魯詩也。」(『列女伝補注序』)また、『列女伝』が『韓詩外伝』から引用している箇所は十三章にのぼるといふ。(吉田照子「韓詩外伝」と『列女伝』『福岡女子短大紀要』五九、二〇〇一年)

【原文】

道家部^{〔注二〕}「老子鄰氏經傳四篇」^{〔注三〕}、「傅氏經說三十篇」^{〔注四〕}、「徐氏經說六篇」^{〔注五〕}、按『老子』本書、今傳道德上下二篇、共八十一章、「漢志」不載本書篇次、則劉、班之疎也^{〔注五〕}。凡書有傳註解義諸家、離析篇次、則著錄者、必以本書篇章原數、登於首條、使讀之者可^{〔注六〕}以考其原委、如「漢志」六藝各略之諸經篇目、是其義矣。

右十四之九

【訓読文】

道家部の「老子鄰氏經傳四篇」、「傅氏經說三十七篇」、「徐氏經說六篇」、按ずるに『老子』本書、今道德上下

二篇を伝え、共に八十一章あるも、「漢志」本書の篇次を載せざるは、則ち劉、班の疎なり。凡て書に伝註解義の諸家有りて、篇次を離析すれば、則ち著録は、必ず本書の篇章の原数を以て、首条に登し、之を読む者をして以て其の原委を考うる可からしむ、「漢志」六藝各略の諸経の篇目の如き、是れ其の義なり。

右十四の九

【現代語訳】

道家部の「老子鄰氏経伝四篇」、「老子傅氏経説三十七篇」、「老子徐氏経説六篇」について、考えるに『老子』の本書は、今「道徳」の上下二篇を伝えており、全部で八十一章あるが、「漢書藝文志」に本書の篇章を載せていないのは、劉氏、班氏の疎漏である。おしなべてその書物に伝注や釈義を施した諸家があり、篇章を分けている場合、著録するのに、必ず本書の篇章のものと巻数を、はじめの条に示し、読者に源流を考えることができるようにするもので、「漢書藝文志」の六藝略それぞれの経書の篇目の例は、そうした義によっているのである。

右十四の九

【訳注】

一 道家類序云「道家者流、蓋出於史官。歴記成敗存亡禍福古今之道、然後知秉要執本、清虚以自守、卑弱以自持、此君人南面之術也。合於堯之克讓、易之謙謙、一謙而四益、此其所長也。及放者爲之、則欲絶去禮學、兼棄仁義、曰獨任清虚可以爲治。」章学誠がここに挙げる三書の他、「老子」の名の見える書物としては、「劉向説老子四篇」が著録されている。四書はいずれも「隋志」には見えない。

二 班固注云「姓老、名耳、鄰氏傳其學。」姚振宗云「漢書藝文志条理」云「鄰氏経傳四篇」者、本經二篇、鄰氏傳二篇、經傳合爲一編、故下注姓李名耳。」

三 班固注云「述老子學。」

四 班固注云「字少季、臨淮人、傳老子。」

五 「漢書藝文志条理」云「漢志」於篇數章數多不及載、不獨此書。蓋其時有「別録」、有「七略」、言之已詳、志在簡要、故從其略、是劉、班未見其疏、章氏蓋一隅之見爾。」姚氏が「漢志」の体裁に基づいて述べるのに対し、章学誠は「漢志」を例としながらも目録書の然るべき体裁という点が

ら述べている。

六 六藝略の各類には本節の所謂「本書」が著録されており、たとえば、易類では、「易經十二篇、施、孟、梁丘三家」、書類では、「尚書古文經四十六卷」、また「經二十九卷」、詩類では、「詩經二十八卷、魯、齊、韓三家」、礼類では、「禮古經五十六卷、經十七篇」、また「記百三十一篇」、春秋類では「春秋古經十二篇、經十一卷」が各類のはじめに著録されている。

【原文】

或疑伊尹、太公皆古聖賢、何以遂爲道家所宗、以是疑爲後人假託^{〔註二〕}。其說亦自合理。惟是古人著書、援引稱說、不拘於方。道家源委、『莊子』天下篇所敘述者、略可見矣^{〔註三〕}。是則伊尹、太公、莊老之徒未必引以爲祖。意其著書稱述、以及假說問對、偶及其人、而後人不辨、則以爲其人自著、及察其不類、又以爲後人依託。今其書不存、殆亦難以考正也。且如儒家之「魏文侯」「平原君」、未必非儒者之徒、篇名偶用其人^{〔註四〕}、如『孟子』之有「梁惠王」「滕文公」之類耳。不然、則劉、班篇次雖疎、何至以戰國諸侯公子稱爲儒家之書歟。

右十四之十

【訓読文】

或ひと伊尹、太公は皆な古の聖賢なるに、何を以てか遂に道家の宗ぶ所と爲るかと疑い、是を以て疑いて後人の假託と爲す。其の説亦た自ずから理に合す。惟だ是れ古人の書を著すは、称説を援引し、方に拘らず。道家の源委、『莊子』天下篇に叙述する所の者、略は見可し、是れ則ち伊尹、太公、莊老の徒未だ必ずしも引きて以て祖と爲さず。意うに其の著書称述、以及び假說問對、偶、其の人に及び、而るに後人辨ぜず、則ち以て其の人を自ら著すと爲し、其の類ならざるを察するに及び、又た以て後人の依託と爲す。今其の書存せざれば、殆ど亦た以て考正し難きなり。且つ儒家の「魏文侯」「平原君」の、未だ必ずしも儒家の徒に非ざるも、篇名偶、其の人を用うるが如く、『孟子』の「梁惠王」「滕文公」有るが如きの類なるのみ。然らざれば、則ち劉、班の篇次疎なりと雖も、何ぞ戦国の諸侯公子を以て称して儒家の書と爲すに至るや。

右十四の十

【現代語訳】

ある人は伊尹や太公はいずれも古の聖人賢者であるのに、どうして道家の宗となっているのかといぶかり、それによって後人が仮託したものであると疑っている。この説はまた理に適ったものではある。ただ、古人が書物を著すには、諸家の言説を引用したりして、決まりに拘るものではない。道家の源流については、『莊子』の天下篇に述べられており、概ね知ることができ、伊尹や太公を、老莊の徒が引用して祖宗としているわけでは決してないことがわかる。考えるに、その著述や言説、また虚構の会話や問答において、たまたまその人物のことに言い及んだままで、しかし、後人は見分けず、その人物が自身で著述したものと考え、また、分類が妥当でないことを見るに及んで、更に後人による仮託としているのである。いまではそれらの書物は伝わらないので、考え直すことは難しいだろう。儒家類における「魏文侯」や「平原君」が、必ずしも儒家の徒ではないけれども、篇名にたまたまその人の名を用いたり、『孟子』の篇名に「梁惠王」や「滕文公」があるようなものである。そうでなければ、劉氏や班固

の編纂がいくら粗雑であるとはいえ、戦国時代の諸侯や公子の名を儒家の書物と見なしたりするはずがないではないか。

右十四の十

【訳注】

一 道家類のはじめに「伊尹五十一篇」（班固注云「湯相」）、
「太公二百三十七篇 謀八十一篇 言七十一篇 兵八十五篇」（班固注云「呂望爲周師尙父、本有道者。或有近世又以爲太公術者所增加也。」）が著録されている。本節の「或」は、たとえば王心麟などを指すであろう。『漢書藝文志考証』云
「『說苑』巨術篇、『呂氏春秋』皆引伊尹對湯問。愚按孟子稱伊尹曰、『天之生此民也、使先知覺後知、使先覺覺後覺也。予、天民之先覺者也。予將以斯道覺斯民也、非予覺之而誰也。』伊尹所謂道、豈老氏所謂道乎。志於兵書權謀、省『伊尹』、『太公』而入道家、蓋戰國權謀之士、著書而託之伊尹也。」姚振宗『漢書藝文志条理』云「按道家之言、託始黃帝。史言伊尹從湯言素王之事、蓋亦黃、虞之言爲多、此其所以爲道家之祖、而老子猶其後起者也。」
二 『莊子』天下篇云「以本爲精、以物爲粗、以有積爲不足、

澹然獨與神明居。古之道術有在於是者、關尹、老聃聞其風而悅之。建之以常無有、主之以太一、以濡弱謙下爲表、以空虛不毀萬物爲實。關尹曰、『在已無居、形物自著。』其動若水、其靜若鏡、其應若響。芴乎若亡、寂乎若清。同焉者和、得焉者失。未嘗先人、而嘗隨人。老聃曰、『知其雄、守其雌、爲天下谿。知其白、守其辱、爲天下谷。』人皆取先、己獨取後、曰、『受天下之垢。』人皆取實、己獨取虛。無藏也故有餘、歸然而有餘。其行身也、徐而不費。無爲也、而笑巧。人皆求福、己獨曲全。曰、『苟免於咎。』以深爲根、以約爲紀。曰、『堅則毀矣、銳則挫矣。』常寬容於物、不削於人、可謂至極。關尹、老聃乎、古之博大真人哉。」

三 儒家類に「魏文侯六篇」、「平原君七篇」(班固注云「朱建也」)が著録されている。二書について、『文史通義』匡謬篇にも同様述べている。「余覽『漢藝文志』、儒家者流、則有『魏文侯』與『平原君』書。讀者不察、以謂戰國諸侯公子、何以入於儒家。不知著書之人、自託儒家、而述諸侯公子請業質疑、因以所問之人名篇居首、其書不傳、後人誤於標題之名、遂謂文侯、平原所自著也。」また、『校讎通義通解』所引王棻「校讎通義節駁」は章学誠の指摘に対し、次のように批判している。「案魏文侯以田子方爲師、受經於子

夏、其能爲儒家言、斷然無疑。若『平原君』七篇班氏自注甚明、乃漢之朱建、非趙之公子也。考『史記』『漢書』、平原君朱建者、楚人也、爲淮南王黥布相、漢既誅布、聞建諫之、高祖賜建號平原君、家徙長安。爲人辯有口、刻廉剛直、行不苟合、義不取容、是固有儒者之行矣。其書爲儒家言、更何足怪。『史記』附『酈生陸賈傳』、『漢書』與酈、陸同傳、而章氏竟誤認爲趙公子勝、何其疎耶。」